

電気需給約款 別表（中国電力管内）

1. 契約電力および契約容量の計算方法

12.（電灯需要）(2)ハまたは 13.（電力需要）(1)ハの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、別途定める力率を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1 / 1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times 1 / 1,000$$

2. 契約種別および料金

- (1) ファミリープラン

料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	281 円 87 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 56 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 24 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31 円 36 銭

- (2) オフィスプラン

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	407 円 00 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1ヶ月の使用電力量によって算定いたします

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 41 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 96 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 83 銭

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロワットにつき	1,056 円 46 銭
---------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

1 キロワット時につき	夏 季 料 金	16 円 81 銭
	そ の 他 季 料 金	15 円 52 銭

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。-

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月分の検針日から翌年の4月分の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。当該対象となる使用電力量はその1月の使用電力量の合計電力量とします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4. 市場連動調整

(1) 市場連動調整額の算定

市場連動調整額は、毎月、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場連動調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} & (\text{日本卸電力取引所エリアプライス月平均取引単価} + \\ & \quad \text{電源調達費用} + \text{託送料金}) - \text{電気料金平均単価} + \text{事業費} \end{aligned}$$

(2) 市場連動調整額の最低額

市場調整額は、最低額を0円とします。

5. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(1) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$